

選 択 約 款

(業務用契約)

令和7年1月2日実施

酒田天然瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 使用量の算定
7. 料 金
8. 単位料金の調整
9. 名義の変更
10. 本支管工事費の精算
11. 緊急時調整時の措置
12. その他

附 則

1. この選択約款の実施の期日
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置
3. この選択約款の掲示

別 表

1. 適用区分
2. 料金の算定方法
3. 料金表A
4. 料金表B
5. 料金表C

1. 目 的

この選択約款は、業務用の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以つて合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容を使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「業務用施設」とは、家庭用を除く用途にガスを使用する施設をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならぬ使用量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは基本料金および基準単位料金それぞれの消費税相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (9) 「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは基本料金および基準単位料金それぞれの消費税相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申込むことができます。

- (1) 業務用施設での使用であること。
- (2) 契約年間使用量が10,000立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間引取量が9,000立方メートル以上であること。

- (4) 契約年間使用量が 12,858 立方メートル以上の場合、契約年間引取量は契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が 40 パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約年間引取量
 - ③ 契約月別使用量
 - ④ 契約年間負荷率
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ケ月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 ケ月目の月の検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌月からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 ケ月目の月の検針日まで同一条件で持続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) この選択約款を契約されたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合、あるいは、お客さまの契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合には、当社は下記の期間、本約款の申込を承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません ((5) において同じ)。
 1. 契約期間満了前に解約された場合
解約された日より、解約された契約の満了予定日から 1 年目の日までの期間

2. 契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合

契約期間満了となった時点から 1 年間

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金）への変更を申込された場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (6) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後はガス小売供給約款にもとづくご契約となります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーテーの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金に消費税等相当額を加えたものを、早取料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）に基づく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表 2（3）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金(税抜) - 0.085円 × 原料価格変動額 / 100円

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

84,060円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9925 \\ + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0081$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に關係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後 1 年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の 3 (1) の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$\text{日割計算後基本料金} = \text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) \div 30$$

12. その他

他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施の期日

令和元年 10 月 1 日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期を周知します。

附 則

1. この選択約款の実施の期日

令和 7 年 12 月 1 日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和 7 年 11 月 30 日以前から継続して供給し、令和 7 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 適用区分

- 業務用料金表A 使用量が 0 立方メートルから 1,000 立方メートルまでの場合に適用。
業務用料金表B 使用量が 1,000 立方メートルを超える 4,000 立方メートルまでの場合に適用。
業務用料金表C 使用量が 4,000 立方メートルを超える場合に適用。

2. 料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
(2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が 1月 1日から 1月 31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8月から 10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2月 1日から 2月 28日(うるう年は 2月 29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9月から 11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3月 1日から 3月 31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10月から 12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4月 1日から 4月 30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11月から当年 1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5月 1日から 5月 31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12月から当年 2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6月 1日から 6月 30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1月から 3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7月 1日から 7月 31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2月から 4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8月 1日から 8月 31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3月から 5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1ヵ月およびガスマーター	11,385.00円（税込）
1個につき	10,350.00円（税抜）

(2) 基準単位料金

単位	単価
1立方メートル	194.7880円（税込）
につき	177.0800円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1ヵ月およびガスマーター	22,385.00円（税込）
1個につき	20,350.00円（税抜）

(2) 基準単位料金

単位	単価
1立方メートル	183.7880円（税込）
につき	167.0800円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1ヵ月およびガスマーター	66,517.00円（税込）
1個につき	60,470.00円（税抜）

(2) 基準単位料金

単位	単価
1立方メートル	172.7550円（税込）
につき	157.0500円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。